

IV 付録

1 参考資料

(1) 医療機関等の状況

県内医療施設数・病床数

平成23年4月1日現在

区分 市町名	病院							一般診療所					歯科 診療所 施設数	一般 病床数 (A) + (C)	総病床数 (B) + (C)
	施設数	病床数						有床			施設 数計				
		一般 (A)	療養	結核	精神	感染症	総数 (B)	施設数	病床数 (C)	うち療養		無床 施設 数			
宇都宮市	31	3,048	1,394	100	1,981	12	6,535	51	657	33	386	437	292	3,705	7,192
足利市	12	1,071	362	34	450	0	1,917	17	221	0	93	110	94	1,292	2,138
栃木市	7	651	107	0	265	0	1,023	11	147	10	95	106	73	798	1,170
佐野市	5	733	226	0	234	4	1,197	8	69	0	92	100	65	802	1,266
鹿沼市	3	452	150	0	336	0	938	11	172	4	49	60	50	624	1,110
日光市	8	506	312	0	120	4	942	7	101	0	43	50	44	607	1,043
小山市	8	602	248	0	221	0	1,071	12	190	12	111	123	85	792	1,261
真岡市	3	598	108	0	0	0	706	9	137	16	55	64	36	735	843
大田原市	4	730	73	0	175	6	984	7	90	0	47	54	27	820	1,074
矢板市	3	250	194	0	282	0	726	5	88	19	12	17	15	338	814
那須塩原市	6	751	236	0	0	0	987	5	84	0	56	61	47	835	1,071
さくら市	2	144	46	0	171	0	361	3	45	0	22	25	16	189	406
那須烏山市	2	100	50	0	122	0	272	0	0	0	22	22	13	100	272
下野市	4	1,328	92	0	253	0	1,673	6	81	0	42	48	25	1,409	1,754
市計	98	10,964	3,598	134	4,610	26	19,332	152	2,082	94	1,125	1,277	882	13,046	21,414
上三川町	1	38	171	0	0	0	209	0	0	0	15	15	11	38	209
西方町	1	93	0	0	0	0	93	0	0	0	2	2	2	93	93
益子町	1	0	33	0	240	0	273	2	25	0	10	12	12	25	298
茂木町	1	0	40	0	0	0	40	0	0	0	8	8	6	0	40
市貝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0	0
芳賀町	0	0	0	0	0	0	0	1	19	0	12	13	6	19	19
壬生町	1	1,125	0	0	42	0	1,167	2	31	0	28	30	17	1,156	1,198
野木町	2	131	35	0	0	0	166	1	12	0	10	11	8	143	178
岩舟町	0	0	0	0	0	0	0	1	19	0	14	15	7	19	19
塩谷町	0	0	0	0	0	0	0	1	19	16	6	7	6	19	19
高根沢町	2	46	141	0	0	0	187	3	11	0	12	15	12	57	198
那須町	1	0	0	0	344	0	344	2	38	0	13	15	8	38	382
那珂川町	1	0	50	0	0	0	50	3	54	0	6	9	7	54	104
町計	11	1,433	470	0	626	0	2,529	16	228	16	142	158	108	1,661	2,757
県計	109	12,397	4,068	134	5,236	26	21,861	168	2,310	110	1,267	1,435	990	14,707	24,171

※「栃木県病院・診療所名簿」より(休止中の施設等は除く)

(2) 健康診査の状況

①健康診査受診者の状況（平成23年度）

市町名	性別	対象者数 平成23年 4月1日現在	健康診 査受診 者数 (人)	受診率 (%)	B M I		血 糖		脂 質		血 圧	
					25以上		空腹時血糖100 mg/dl以上、又はHb A1c5.2%以上		中性脂肪150mg/dl以 上、又はHDLコレス テロール40mg/dl未満		収縮期130mmHg以 上、又は拡張期 85mmHg以上	
					(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
宇都宮市	男	17,347	4,125	23.78	986	23.90	1,759	42.64	930	22.55	2,675	64.85
	女	27,596	5,540	20.08	1,487	26.84	2,103	37.96	912	16.46	3,749	67.67
	計	44,943	9,665	21.51	2,473	25.59	3,862	39.96	1,842	19.06	6,424	66.47
足利市	男	6,812	1,652	24.25	355	21.49	801	48.49	502	30.39	1,120	67.80
	女	11,005	2,836	25.77	718	25.32	1,258	44.36	646	22.78	2,124	74.89
	計	17,817	4,488	25.19	1,073	23.91	2,059	45.88	1,148	25.58	3,244	72.28
栃木市	男	6,809	1,556	22.85	347	22.30	1,038	66.71	370	23.78	971	62.40
	女	11,137	2,305	20.70	632	27.42	1,591	69.02	417	18.09	1,513	65.64
	計	17,946	3,861	21.51	979	25.36	2,629	68.09	787	20.38	2,484	64.34
佐野市	男	5,630	838	14.88	146	17.42	306	36.52	201	23.99	532	63.48
	女	9,271	1,223	13.19	323	26.41	454	37.12	230	18.81	821	67.13
	計	14,901	2,061	13.83	469	22.76	760	36.88	431	20.91	1,353	65.65
鹿沼市	男	4,564	1,612	35.32	413	25.62	958	59.43	518	32.13	971	60.24
	女	7,238	2,636	36.42	690	26.18	1,594	60.47	667	25.30	1,786	67.75
	計	11,802	4,248	35.99	1,103	25.97	2,552	60.08	1,185	27.90	2,757	64.90
日光市	男	4,664	1,143	24.51	257	22.48	671	58.71	229	20.03	746	65.27
	女	7,734	1,395	18.04	372	26.67	729	52.26	190	13.62	947	67.89
	計	12,398	2,538	20.47	629	24.78	1,400	55.16	419	16.51	1,693	66.71
小山市	男	5,365	1,991	37.11	887	44.55	1,393	69.96	861	43.24	1,459	73.28
	女	8,039	2,853	35.49	1,172	41.08	1,888	66.18	893	31.30	2,093	73.36
	計	13,404	4,844	36.14	2,059	42.51	3,281	67.73	1,754	36.21	3,552	73.33
真岡市	男	3,168	730	23.04	189	25.89	318	43.56	122	16.71	481	65.89
	女	5,036	1,092	21.68	314	28.75	324	29.67	145	13.28	684	62.64
	計	8,204	1,822	22.21	503	27.61	642	35.24	267	14.65	1,165	63.94
大田原市	男	3,271	796	24.34	182	22.86	615	77.26	154	19.35	481	60.43
	女	5,264	862	16.38	227	26.33	639	74.13	112	12.99	586	67.98
	計	8,535	1,658	19.43	409	24.67	1,254	75.63	266	16.04	1,067	64.35
矢板市	男	1,537	366	23.81	83	22.68	189	51.64	75	20.49	251	68.58
	女	2,473	462	18.68	133	28.79	231	50.00	69	14.94	326	70.56
	計	4,010	828	20.65	216	26.09	420	50.72	144	17.39	577	69.69
那須塩原市	男	4,081	1,018	24.94	264	25.93	466	45.78	201	19.74	648	63.65
	女	6,501	1,196	18.40	325	27.17	447	37.37	201	16.81	781	65.30
	計	10,582	2,214	20.92	589	26.60	913	41.24	402	18.16	1,429	64.54
さくら市	男	1,663	369	22.19	79	21.41	271	73.44	74	20.05	204	55.28
	女	2,814	459	16.31	112	24.40	329	71.68	51	11.11	213	46.41
	計	4,477	828	18.49	191	23.07	600	72.46	125	15.10	417	50.36
那須烏山市	男	1,685	752	44.63	149	19.81	472	62.77	181	24.07	560	74.47
	女	2,725	1,248	45.80	310	24.84	769	61.62	250	20.03	971	77.80
	計	4,410	2,000	45.35	459	22.95	1,241	62.05	431	21.55	1,531	76.55
下野市	男	2,124	623	29.33	170	27.29	265	42.54	182	29.21	351	56.34
	女	3,280	1,055	32.16	321	30.43	397	37.63	196	18.58	663	62.84
	計	5,404	1,678	31.05	491	29.26	662	39.45	378	22.53	1,014	60.43

※「対象者数」……平成23年4月1日現在の後期高齢者医療被保険者数から栃木県後期高齢者医療広域連合健康診査等実施要綱に規定された受診対象除外者を除いた数

市町名	性別	対象者数 平成23年 4月1日現在	健康診 査受診 者数 (人)	受診率 (%)	B M I		血 糖		脂 質		血 圧	
					25以上		空腹時血糖100 mg/dl以上、又はHb A1c5.2%以上		中性脂肪150mg/dl以 上、又はHDLコレス テロール40mg/dl未満		収縮期130mmHg以 上、又は拡張期 85mmHg以上	
					(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
上三川町	男	1,047	445	42.50	103	23.15	230	51.69	99	22.25	317	71.24
	女	1,559	711	45.61	189	26.58	365	51.34	124	17.44	536	75.39
	計	2,606	1,156	44.36	292	25.26	595	51.47	223	19.29	853	73.79
益子町	男	1,068	131	12.27	21	16.03	69	52.67	21	16.03	84	64.12
	女	1,687	131	7.77	24	18.32	56	42.75	9	6.87	75	57.25
	計	2,755	262	9.51	45	17.18	125	47.71	30	11.45	159	60.69
茂木町	男	1,077	54	5.01	18	33.33	20	37.04	10	18.52	35	64.81
	女	1,662	50	3.01	10	20.00	10	20.00	11	22.00	27	54.00
	計	2,739	104	3.80	28	26.92	30	28.85	21	20.19	62	59.62
市貝町	男	585	107	18.29	21	19.63	69	64.49	9	8.41	54	50.47
	女	916	103	11.24	25	24.27	80	77.67	11	10.68	70	67.96
	計	1,501	210	13.99	46	21.90	149	70.95	20	9.52	124	59.05
芳賀町	男	841	167	19.86	33	19.76	80	47.90	23	13.77	102	61.08
	女	1,329	164	12.34	47	28.66	64	39.02	22	13.41	101	61.59
	計	2,170	331	15.25	80	24.17	144	43.50	45	13.60	203	61.33
壬生町	男	1,572	257	16.35	56	21.79	187	72.76	57	22.18	150	58.37
	女	2,395	244	10.19	59	24.18	192	78.69	38	15.57	147	60.25
	計	3,967	501	12.63	115	22.95	379	75.65	95	18.96	297	59.28
野木町	男	931	91	9.77	21	23.08	45	49.45	11	12.09	49	53.85
	女	1,419	71	5.00	20	28.17	25	35.21	13	18.31	39	54.93
	計	2,350	162	6.89	41	25.31	70	43.21	24	14.81	88	54.32
岩舟町	男	865	96	11.10	21	21.88	68	70.83	21	21.88	43	44.79
	女	1,353	96	7.10	13	13.54	71	73.96	15	15.63	44	45.83
	計	2,218	192	8.66	34	17.71	139	72.40	36	18.75	87	45.31
塩谷町	男	728	258	35.44	58	22.48	172	66.67	58	22.48	185	71.71
	女	1,291	537	41.60	146	27.19	342	63.69	90	16.76	421	78.40
	計	2,019	795	39.38	204	25.66	514	64.65	148	18.62	606	76.23
高根沢町	男	1,139	145	12.73	22	15.17	98	67.59	31	21.38	104	71.72
	女	1,918	177	9.23	34	19.21	121	68.36	23	12.99	120	67.80
	計	3,057	322	10.53	56	17.39	219	68.01	54	16.77	224	69.57
那須町	男	1,458	265	18.18	55	20.75	182	68.68	60	22.64	146	55.09
	女	2,407	298	12.38	93	31.21	203	68.12	47	15.77	162	54.36
	計	3,865	563	14.57	148	26.29	385	68.38	107	19.01	308	54.71
那珂川町	男	1,286	515	40.05	123	23.88	152	29.51	146	28.35	330	64.08
	女	1,987	819	41.22	243	29.67	200	24.42	171	20.88	621	75.82
	計	3,273	1,334	40.76	366	27.44	352	26.39	317	23.76	951	71.29
合 計	男	81,317	20,102	24.72	5,059	25.17	10,894	54.19	5,146	25.60	13,049	64.91
	女	130,036	28,563	21.97	8,039	28.14	14,482	50.70	5,553	19.44	19,620	68.69
	計	211,353	48,665	23.03	13,098	26.91	25,376	52.14	10,699	21.98	32,669	67.13

②健康診査における生活習慣病リスクごとの対象者数（平成23年度）

リスクパターン					有所見発生状況									
番号	BMI	血糖	脂質	血圧	区分	人数 (人)	割合 (%)	75~79	80~84	85~89	90~94	95~99	100~	65~74
	25以上	空腹時血糖 100mg/dl以上 、又はHbA1c 5.2%以上	中性脂肪150 mg/dl以上、又は HDLコレステロール 40mg/dl未満	収縮期130 mmHg以上、 又は拡張期 85mmHg以上				歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1	-	-	-	-	男性	2,427	12.1	1,242	783	279	50	8	0	65
					女性	3,416	12.0	1,839	999	373	116	20	0	69
					全体	5,843	12.0	3,081	1,782	652	166	28	0	134
2	●	-	-	-	男性	364	1.8	206	99	36	7	2	0	14
					女性	659	2.3	389	182	59	17	0	0	12
					全体	1,023	2.1	595	281	95	24	2	0	26
3	-	●	-	-	男性	2,204	10.9	1,126	698	249	52	6	0	73
					女性	2,598	9.1	1,306	825	333	76	13	1	44
					全体	4,802	9.9	2,432	1,523	582	128	19	1	117
4	-	-	●	-	男性	490	2.4	252	149	64	12	2	1	10
					女性	429	1.5	229	117	55	12	2	2	12
					全体	919	1.9	481	266	119	24	4	3	22
5	-	-	-	●	男性	3,767	18.7	1,853	1,259	477	97	10	0	71
					女性	6,168	21.6	2,882	1,964	926	255	55	2	84
					全体	9,935	20.4	4,735	3,223	1,403	352	65	2	155
6	●	●	-	-	男性	469	2.3	274	126	43	6	0	0	20
					女性	815	2.9	435	255	85	21	4	0	15
					全体	1,284	2.6	709	381	128	27	4	0	35
7	●	-	●	-	男性	177	0.9	107	41	18	2	1	0	8
					女性	148	0.5	77	42	20	5	0	0	4
					全体	325	0.7	184	83	38	7	1	0	12
8	●	-	-	●	男性	838	4.2	483	248	75	13	1	0	18
					女性	1,809	6.3	952	579	202	42	8	0	26
					全体	2,647	5.4	1,435	827	277	55	9	0	44
9	-	●	●	-	男性	640	3.2	342	200	50	12	5	0	31
					女性	547	1.9	254	180	69	22	5	0	17
					全体	1,187	2.4	596	380	119	34	10	0	48
10	-	●	-	●	男性	3,661	18.2	1,880	1,224	399	84	8	0	66
					女性	5,129	18.0	2,353	1,703	804	171	42	3	53
					全体	8,790	18.1	4,233	2,927	1,203	255	50	3	119
11	-	-	●	●	男性	784	3.9	425	242	77	15	6	0	19
					女性	893	3.1	442	267	128	31	6	2	17
					全体	1,677	3.4	867	509	205	46	12	2	36
12	●	●	●	-	男性	320	1.6	184	98	24	3	1	0	10
					女性	293	1.0	150	89	45	4	1	0	4
					全体	613	1.3	334	187	69	7	2	0	14
13	●	●	-	●	男性	1,264	6.3	759	353	95	18	1	0	38
					女性	2,378	8.3	1,244	752	294	59	3	0	26
					全体	3,642	7.5	2,003	1,105	389	77	4	0	64
14	●	-	●	●	男性	399	2.0	252	100	28	6	3	0	10
					女性	521	1.8	264	160	76	10	3	0	8
					全体	920	1.9	516	260	104	16	6	0	18
15	-	●	●	●	男性	1,108	5.5	593	358	99	19	4	0	35
					女性	1,306	4.6	593	444	191	45	9	0	24
					全体	2,414	5.0	1,186	802	290	64	13	0	59
16	●	●	●	●	男性	1,228	6.1	757	315	71	8	3	0	74
					女性	1,416	5.0	837	360	133	17	1	0	68
					全体	2,644	5.4	1,594	675	204	25	4	0	142
	合 計				男性	20,140	41.4	10,735	6,293	2,084	404	61	1	562
					女性	28,525	58.6	14,246	8,918	3,793	903	172	10	483
					全体	48,665	100.0	24,981	15,211	5,877	1,307	233	11	1,045

2 規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年1月29日

栃木県指令市町村第864号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、栃木県内の全市町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、栃木県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、構成市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、宇都宮市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、34人とする。

2 広域連合議員は、構成市町の長又は議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町の長又は議員のうちから、各構成市町の議会において、別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数を選挙する。

2 構成市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(広域連合議員の任期等)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町の長又は議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長及び会計管理者(以下「広域連合長等」という。)を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選任等の方法)

第12条 広域連合長は、構成市町の長のうちから、構成市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、構成市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、構成市町の会計管理者のうちから、広域連合長が任命する。

(広域連合長等の任期等)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、構成市町の長としての任期による。

2 会計管理者は、当該構成市町の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する構成市町の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定中会計管理者に関する部分については、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、宇都宮市内において行うものとする。
- 4 広域連合に係る会計事務については、平成19年3月31日までの間は、広域連合長が兼掌する。
- 5 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは、「職員その他の職員」と読み替えるものとする。
- 6 平成19年度及び平成20年度の構成市町の負担金については、別表第3中「高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療の被保険者割」とあるのは、「老人保健法に基づく老人医療受給対象者割」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この規約は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付随する事務

別表第 2（第 8 条関係）

市又は町の人口	議員定数
100,000人以下	1人
100,001～300,000人	2人
300,001人以上	3人

別表第 3（第 17 条関係）

- 共通経費

	負担割合
均等割	10%
高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療の被保険者割	40%
人口割	50%

- 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第 98 条に定める市町の一般会計において負担すべき額

- 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第 105 条に定める市町が納付すべき額

市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

- 保健事業に要する経費

高齢者医療確保法第 125 条の規定に基づき実施する保健事業において、市町と広域連合が国の補助基準、市町における事業実績等を勘案して定める額に健康診査を受診した者の数を乗じて得た額

3 運営懇談会

制度の健全かつ円滑な運営のため、被保険者及び学識経験者等の方々から幅広い意見を聴取することを目的として設置しています。

(1) 運営懇談会委員名簿（平成24年3月31日現在）

委員の区分	氏名	
被保険者を代表する委員	齋藤 馨	渡部 金吾
	佐藤 六夫	小池 百合子
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	前原 操	瓦井 昭二
	渡辺 建太郎	
公益を代表する委員	君島 一郎	廣澤 敬行
被用者保険等被保険者を代表する委員	栗田 昭治	田野辺 操
学識経験を代表する委員	丸木 一成	永井 茂明

(2) 平成23年度開催実績

平成23年11月4日 第6回運営懇談会（於：栃木県自治会館）

4 情報公開・個人情報保護審査会

情報公開条例及び個人情報保護条例の適正かつ円滑な運営のために設置しています。

委員名簿（平成24年3月31日現在）

委員の区分	氏名
学識経験を代表する委員	伊達 悦子
	岡村 世里奈
	荒井 雅彦
	佐藤 六夫
	柴田 健次

5 平成23年度情報公開・個人情報保護制度運用状況

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	情報公開制度	個人情報保護制度
開示請求	0件	10件
全部開示	0件	10件
部分開示	0件	0件
非開示	0件	0件
不服申立て	0件	0件

6 職員情報等

(1) 職員について

広域連合の職員は、主に構成団体である県内の市・町から派遣された職員で構成されています。

(2) 各年度の派遣職員等の状況（平成24年3月31日現在）

(単位：人)

派遣元団体等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県市町からの派遣職員・国保連合会からの研修生	栃木県	3	2	1	1	1
	宇都宮市	2	3	3	3	4
	足利市		1	1	1	1
	栃木市		1	1	1	1
	(旧西方町)					
	(旧大平町)		1	1	1	
	(旧藤岡町)					
	(旧都賀町)					
	佐野市		1	1	1	1
	鹿沼市		1	1	1	1
	日光市	1	1	1	1	1
	小山市	1	1	1	1	1
	真岡市		1	1	1	1
	大田原市		1	1	1	1
	矢板市			1	1	1
	那須塩原市		1	1	1	1
	さくら市			1	1	1
	那須烏山市		1	1	1	1
	下野市			1	1	1
	上三川町		1	1	1	
	益子町			1	1	
	茂木町					
	市貝町					1
	芳賀町					
	壬生町	1	1	1	1	1
	野木町			1	1	1
	岩舟町			1	1	1
	塩谷町					1
	高根沢町	1	1	1	1	
	那須町			1	1	1
	那珂川町		1	1	1	1
	国保連合会	2	3	1	1	
	小計	11	23	27	27	25
非常勤職員			1	1	1	
嘱託職員			1	2	3	
臨時職員		1	4	3	3	
合計	11	24	33	33	32	

7 広域連合電算処理システムの概要

(1) 広域連合電算処理システム

後期高齢者医療制度の運営は、「後期高齢者医療制度 広域連合電算処理システム」(以下「標準システム」という。)を中心に行われています。このシステムは、構成する市町をはじめ、関係機関と情報をやりとりすることにより、様々なデータを処理しています。

(2) 標準システムの主な業務内容

標準システムにおける電算処理は、市町に設置してある窓口端末を用いて広域連合サーバにデータの入力や窓口において帳票出力を行うオンライン処理と、市町や関係機関から連携されて広域連合で管理しているデータを基に広域連合サーバにて行う一括処理(以下「バッチ処理」という。)があります。

バッチ処理には、約300程度の種類があり、各業務に必要なものを組み合わせて1つの処理をします。その処理は基本的にオンラインを停止させた夜間に実施しますが、毎日実行するものと、随時で実行するものがあり、当広域連合においては随時分を月平均で約45回程度実施しています。

そして、その結果を市町に配信し、データを市町システムに反映しています。ここでは、各業務における主な処理内容を記載します。

① 資格業務

- ・ 被保険者情報管理業務
- ・ 負担区管理業務
- ・ 被保険者証等の証発行業務
- ・ 統計資料作成業務

② 保険料業務

- ・ 保険料算定業務
- ・ 保険料率算定業務
- ・ 所得情報管理業務
- ・ 保険料収納業務
- ・ 統計資料作成業務

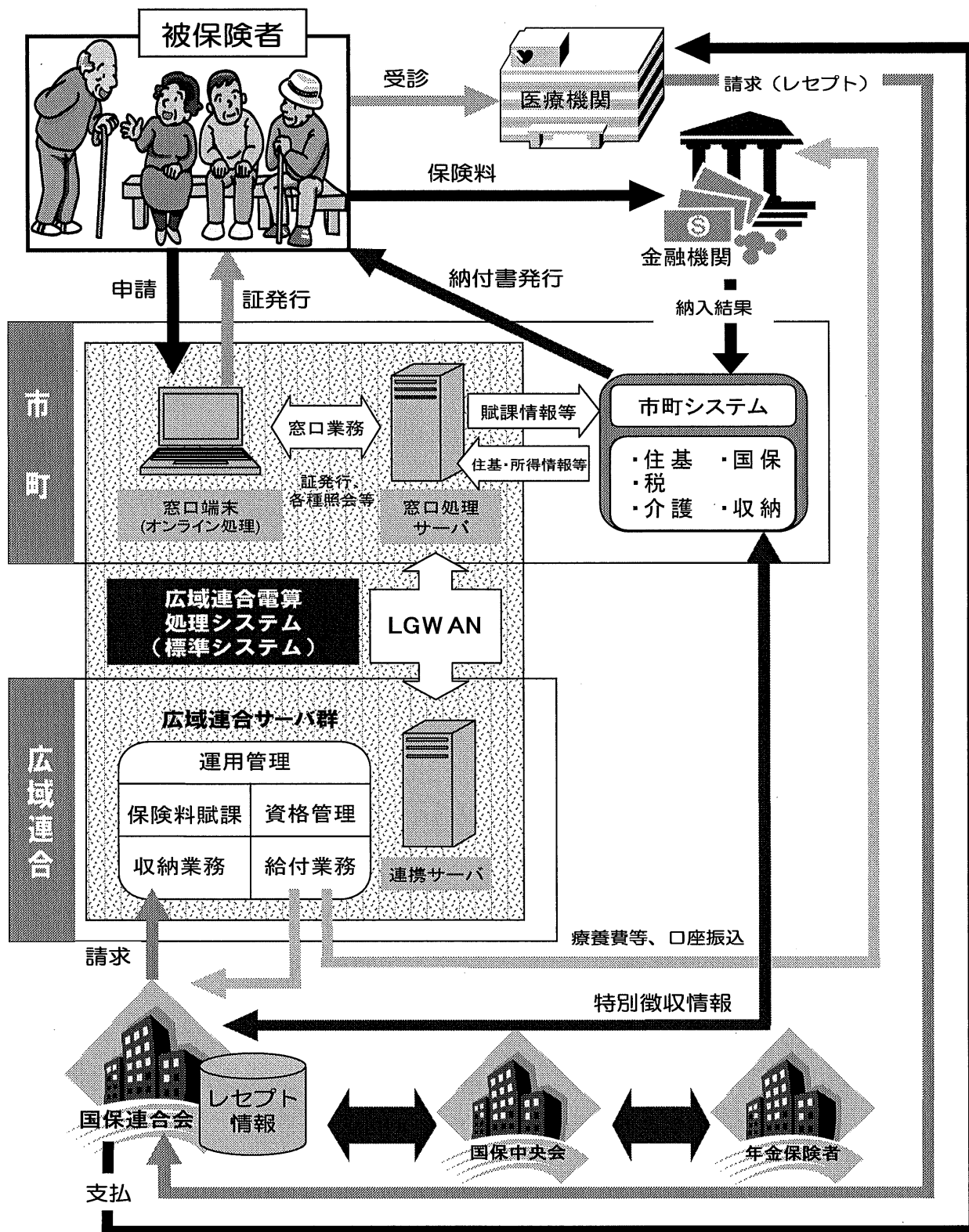
③ 給付業務

- ・ レセプト管理業務
- ・ 療養費支給業務
- ・ 高額療養費支給業務
- ・ 高額療養費特別支給金業務
- ・ 高額介護合算療養費支給業務
- ・ 葬祭費支給業務
- ・ 医療費通知作成業務
- ・ 統計資料作成業務

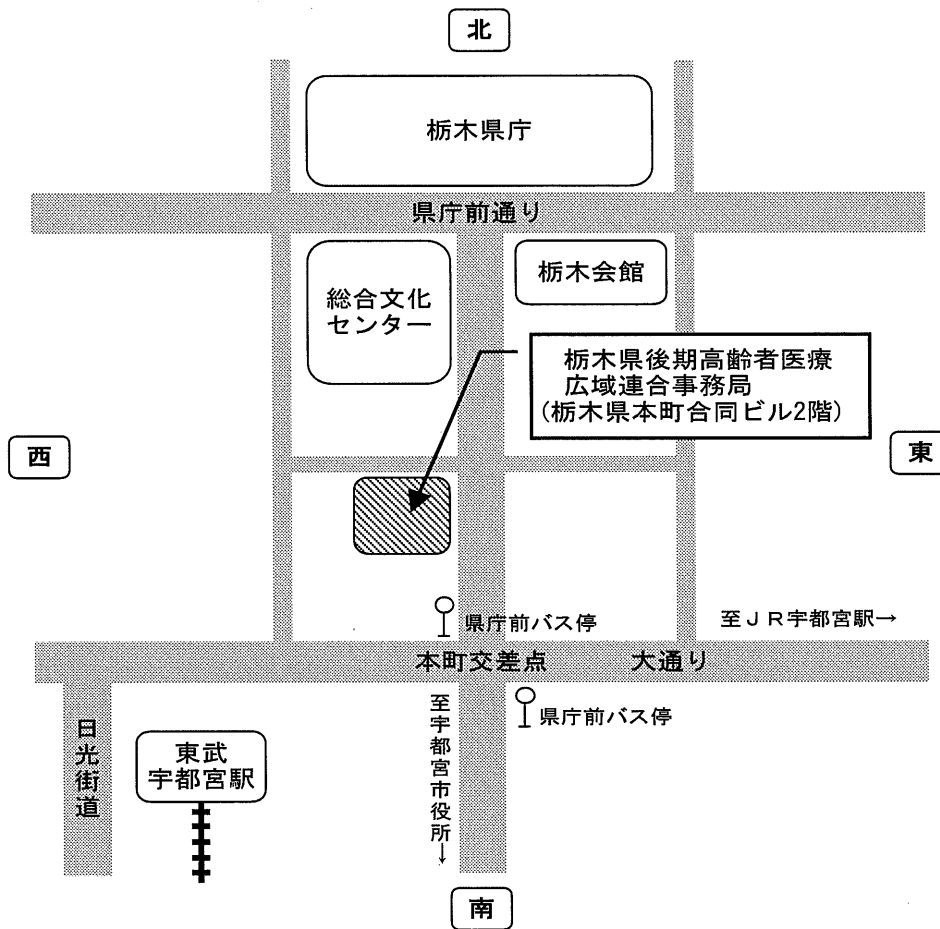
(3) 標準システムのバージョンアップ

標準システムは、機能追加や機能改善及び不具合対策のために、バージョンアップ及びリビジョンアップを実施しており、平成23年度においては11回のバージョンアップ等を実施しています。

(4) システム概要図



【事務所の所在地】



平成23年度栃木県後期高齢者医療広域連合年報
平成24年10月発行

発行 栃木県後期高齢者医療広域連合
〒320-0033
栃木県宇都宮市本町3番9号
栃木県本町合同ビル2階
電話番号 028-627-6805
FAX番号 028-627-6809
E-mail info@kouikirengo-tochigi.jp